問以—④(公益的な活動を行う法人の支援)

社会福祉法人、学校法人、宗教法人等を支援する事業は、公益目的事業と認められますか。

答

- 1 社会福祉法人、学校法人、宗教法人等は、「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教 その他の公益を目的とする法人」(民法(注)第33条第2項)について特別 法の定めに基づく法人です。支援の態様にもよりますが、こうした法人の公 益的な活動を支援しているということは、こうした法人の活動を通じて社会 に公益を生み出していると考えられますので、支援している内容を申請の際 に説明していただくことになります。
- 2 ただし、こうした法人の収益事業、共益事業等を支援する場合は公益目的 事業とはならないので、この場合は収益事業等として公益目的事業とは明確 に区分してください。

(注)整備法による改正後の民法

(補足)公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問때-1-①をご参照ください。

(参照条文)

民法第33条第2項

公益法人認定法第2条第4号、別表

(参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」) P50、別紙